



# デジタル活用支援推進事業の 実施準備状況

2021年3月23日

総務省

- 令和3年度の「デジタル活用支援推進事業」の本格的な実施に先んじて、令和2年度末から、事業実施準備の一部を開始※している。
- 4月以降も、執行団体等が引き継いでこれらの準備を継続して行い、**6月以降のデジタル活用支援の早期の展開**を目指す。

※令和2年度「デジタル活用支援のためのオンラインによる行政手続き等に関する調査研究」（本年2月から実施）等により実施

## <実施準備を行っている事項>

### (1) 周知広報

- ① ロゴマークの作成
- ② 備品等（ゼッケン、ワッペン等）のデザイン作成
- ③ 情報提供Webサイトの構築

### (2) 人材育成

- ④ 標準教材・講師用教材の作成
- ⑤ 研修実施枠組みの検討

### (3) 実施適正化・効率化

- ⑥ デジタル活用支援実施ガイドラインの作成 等

# ①ロゴマークの作成

- 「デジタル活用支援推進事業」を表すロゴマークを5種類制作し、本アドバイザリーボード構成員等からの投票を実施
- 投票の結果、以下のロゴマーク「**やさしく支える支援の手**」に決定

## <決定したロゴマーク>



## <ロゴマーク趣旨>

デジタル初心者にも、やさしく教えてくれるのがデジタル活用支援員。  
その手でスマホを支える様子を象徴的にデザインした。

## <投票者コメント>

- ・ デジタルという言葉が意味するものは様々であるため、率直にスマートフォンを使ってみようと思わせるデザインが分かりやすい
- ・ 様々な手（人やシステム（UI））に支えられ（支援され）て、また、お互いを支えあって（支援しあって）初めて成り立つのがデジタルデバインド対策であり、それを表しているロゴ
- ・ シニアのスマホをみんなで支えている優しい図柄なのがよい
- ・ 可愛い、親しみが持てる
- ・ デジタル化の不安を取り除くのが第一で、分かりやすいロゴがよい

## ②備品等(ゼッケン、ワッペン等)のデザイン作成

- 講習会において、「デジタル活用支援員」はゼッケン、アシスタントはワッペンを付け、会場にはノボリを立てるなどして、国の事業として行われているデジタル活用支援であることを外見的に明確にする
- これにより、高齢者等に対する安心感を醸成するとともに、多くの国民に対して「デジタル活用支援」の認知度を向上させる

<ゼッケン (イメージ) >



<ワッペン (イメージ) >



<備品利用イメージ>



- 利用者にデジタル活用支援推進事業の情報を一元的に提供する場として、**情報提供ウェブサイト**を構築中（運用は、執行団体において実施予定）
- 本ウェブサイトは講習会等の開催情報を提供するだけでなく、標準教材や学習用動画なども掲載することで、講習会等に参加した方の復習や自学自習にも役立つサイトを目指す

## <サイトイメージ>

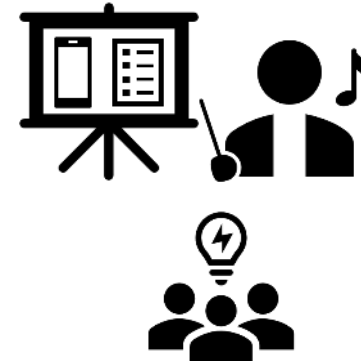
※下記はあくまでイメージであり、実際のサイトデザイン・レイアウトとは異なる



### デジタル活用支援員推進事業とは？

デジタル技術を使いこなす能力に不安がある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続き・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施する事業です。

[デジタル活用支援員推進事業の詳細はこちら➡](#)



### -教材等情報-

- 講座で使用する教材をダウンロードしたり、スマホ講座の動画を視聴することができます。



### -講習会開催情報-

- 講習会の開催場所・開催日時などを検索し、講習会の予約を行う連絡先を調べることができます。



市区町村単位で実施場所・日時の一覧を検索できる機能を搭載し、地方自治体が自らの地域で実施される講習会の開催情報を簡易に取得できるように配慮

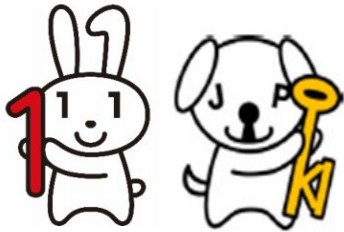
- 「デジタル活用支援推進事業」において、事業実施団体が適宜アレンジして講習会等で使用していただける**標準教材を作成中**
- 6月頃の事業開始時までには作成する標準教材は、①**基本講座6テーマ**、②**応用講座5テーマ**の**計11テーマ**を予定
- 今後も、デジタル活用支援に関するニーズ等を踏まえて講座の充実を図る予定であり、これに応じて標準教材のラインナップも充実させていく予定

## <標準教材を作成中の講座一覧>

①基本講座 (スマートフォンの基本的な利用)	②応用講座 (スマートフォンによる行政手続等)
<ul style="list-style-type: none"><li>• 電源の入れ方、ボタン操作等</li><li>• 電話のかけ方、カメラの使い方</li><li>• インターネットの使い方</li><li>• メールの使い方</li><li>• 地図アプリの使い方</li><li>• LINEなどSNSの使い方</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• マイナンバーカードの申請方法、利用方法</li><li>• マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用</li><li>• マイナポイントの申込み方法</li><li>• e-Taxの利用方法</li><li>• 医療機関におけるオンライン予約・診療</li></ul>

## <標準教材「マイナンバーカードの申請」の例>

### マイナンバーカードの申請をしましょう



1

### 目次

1. マイナンバーカードを知りましょう
  - A マイナンバーカードとは… P4
  - B マイナンバーカードを使ってできること… P6
  - C マイナンバーカードは安全です… P7
  - D マイナンバーカードの申請のしかた… P8
  - E マイナンバーカードの受け取りかた… P11
2. マイナンバーカード申請のための写真撮影をしましょう
  - A 証明書用写真撮影アプリのインストールのしかた… P13
  - B アプリを使った撮影のしかた… P15
3. マイナンバーカードをオンラインで申請しましょう
  - A 申請するウェブサイトへの接続のしかた… P18
  - B メールアドレスの登録とメールの受信… P23
  - C 顔写真の登録のしかた… P25
  - D 申請情報の登録のしかた… P26
- マイナンバーカードのお問い合わせ… P28



2

## <標準教材における申請手順説明の例>

### 3

### マイナンバーカードをオンラインで申請しましょう



18

### 3-A 申請するウェブサイトへの接続のしかた

発行申請書のQRコードを読み取って、申請するホームページに接続します

- ① Googleレンズを起動させます  
ホームボタンを長押しして「Googleアシスタント」を起動させると「Googleレンズ」ボタンが表示されます
- ② 「Googleレンズ」ボタンをタップして「Googleレンズ」を起動させます



20

### 3-A 申請するウェブサイトへの接続のしかた

- ③ 「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」にあるQRコードにカメラをかざすと、ウェブサイトのアドレスが表示されます
- ④ アドレスをタップしてウェブサイトに接続します  
ウェブサイトの指示に従って申請します



21

- 標準教材に加えて、講習会等における講座の質を確保するため、教材の各ページをどのように教えたらよいかを台本形式及び補足説明で示した**講師用教材を作成中**
- 補足説明には、標準教材中の用語説明に加えて、該当ページを教えるに当たっての注意点（個人情報への取扱いへの配慮、個別のサービス利用の強制・誘導の禁止等）を掲載

## <講師用教材の例>



### 1-A マイナンバーカードとは？

● 表面に、住所、氏名、生年月日、性別、本人の顔写真が印刷されていて、公的な身分証明書として利用できます。



● 裏面に、マイナンバー（皆様一人ひとりに割り当てられる個人番号）が印刷されています。



● ICチップの中には、本人の電子証明書が入っていて、オンラインでの行政手続きなどで使うことができます。

● 表裏面の印刷やICチップには、偽造防止、読み取り防止など、さまざまな工夫がされていますので、安心してご利用いただけます。

5

### ①各教材ページの説明例

カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真等が印刷されています。カード裏面はマイナンバー（個人番号）が印刷されています。

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

### ②各教材の用語説明や注意点の記載

#### 【補足説明】

##### ①電子証明書について

電子証明書とは、本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書のようなものとお考え下さい。

マイナンバーカードのICチップには2種類の電子証明書が入っています。署名用の電子証明書と利用者証明用の電子証明書です。

・署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。「作成・送信した文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

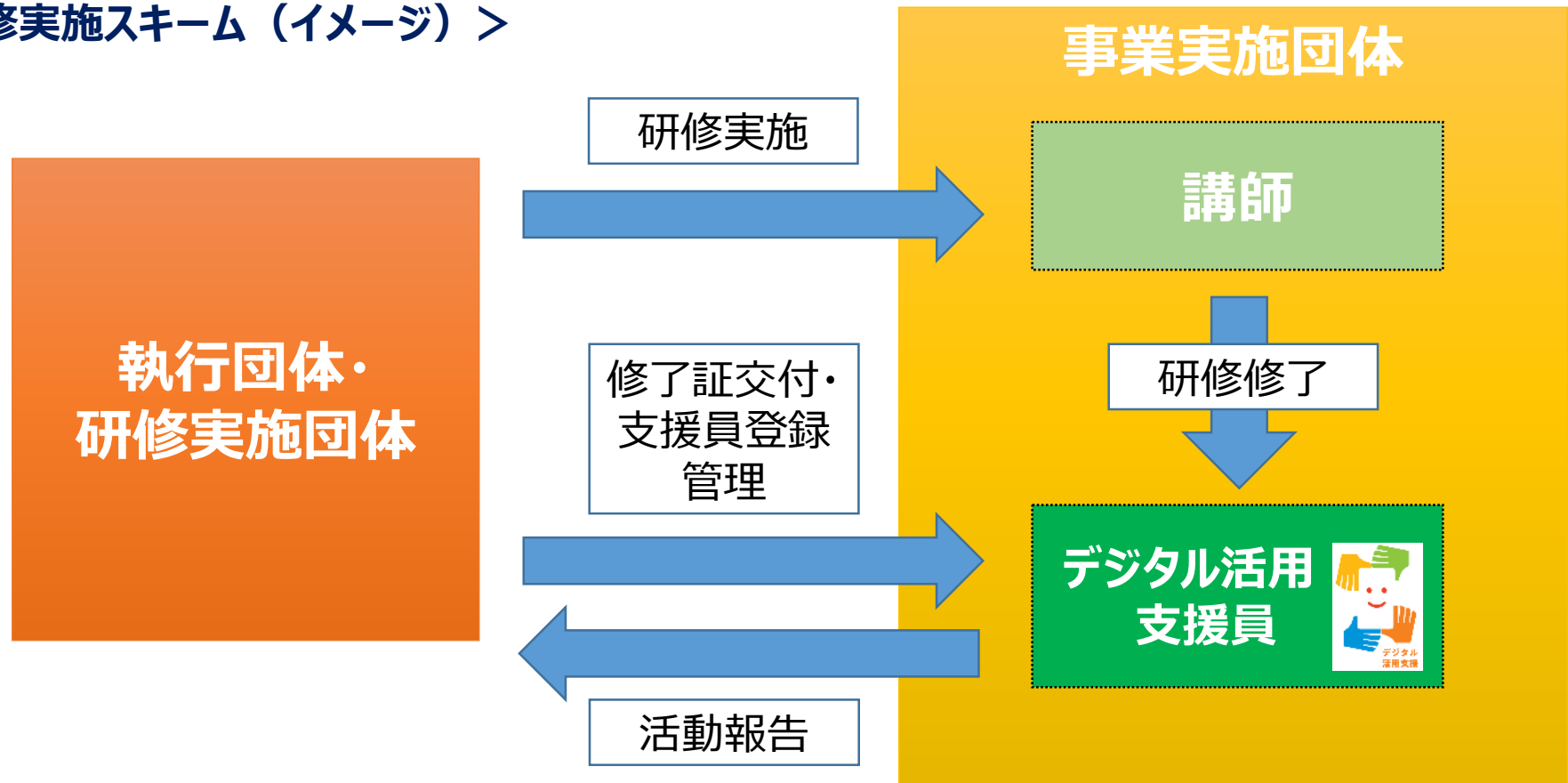
・利用者証明用の電子証明書は、インターネットサイトのログインやコンビニ端末でのログインの際に利用します。「ログインした者が、あなたであること」を証明することができます。



## ⑤研修実施枠組みの検討

- デジタル活用支援推進事業においてデジタル活用支援員として活動を行う講師については、執行団体が管理する研修を受講し、修了いただくことを想定
- 研修修了者には、修了証（※修了を証明するもの）を交付し、修了証を有する者に限り本事業における支援員として活動できることとする

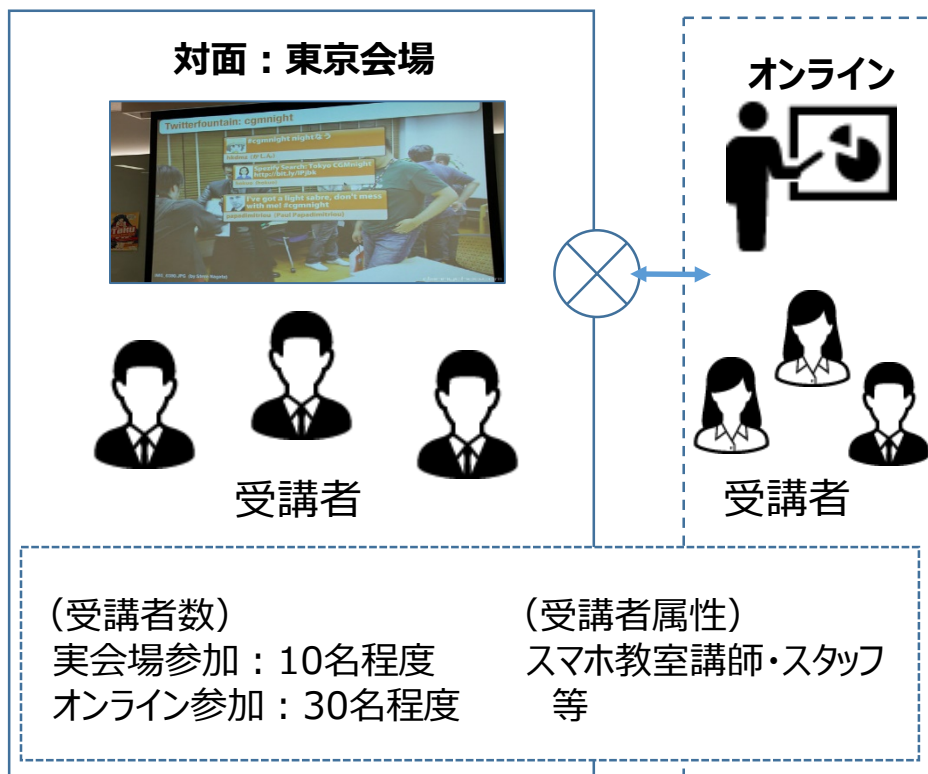
### <研修実施スキーム（イメージ）>



## ⑤研修実施枠組みの検討

- 効果的な研修とするため、研修は知識水準を向上させるeラーニングと高齢者にデジタル技術を教えるスキルを習得するオンライン研修を組み合わせ実施（なお、全国展開型の講師については、教えるスキルは社内の講師研修等で身につけていることを前提にオンライン研修の免除を想定）
- 研修内容の検討においては、3月中旬に模擬研修を実施、携帯事業者など参加者からのフィードバックを踏まえて研修内容を確立

### <模擬研修の概要>



### <模擬研修を行った講座>

#### ②応用講座（スマートフォンによる行政手続等）

- マイナンバーカードの申請方法、利用方法
- マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用
- マイナポイントの申込み方法
- e-Taxの利用方法

### <模擬研修のフィードバック例>

- 専門用語は使わず身近な例えを使うとよい
- 利用シーンやメリットはシニア層に伝わる内容にして、便利さや楽しさを喚起する講習会となるよう留意
- 文字を少なく、視覚的な要素を多くして伝えるとよい
- 研修内容はポイントを絞ってスリム化

- 令和2年度実証事業の成果も踏まえ、講習会等を実施するために守るべきルールや、効果的に実施するためのノウハウなどを整理した「デジタル活用支援実施ガイドライン」を作成中
- 本ガイドラインについては、事業実施団体にルール遵守を求めるとともに、今後、実際の講習会等の実施に当たって受講者から寄せられたご意見等を踏まえて内容の充実を図る予定

## <ガイドラインの構成案>

※令和2年度実証事業の取りまとめ請負事業者において作成中

主な項目	主な記載内容（案）
1. デジタル活用支援の概要	デジタル活用支援の趣旨や政策的・社会的意義等について
2. <u>講習会等実施にあたってのルール</u>	①講習会等で取り扱うことのできる範囲（例：自治体職員や税理士など資格保有者でないとは取り扱えない業務領域等） ②講習会等の実施条件（例：実施講座数・コマ数等） ③営業行為の禁止、個人情報の取扱い、無料実施の原則 ④備品（例：ノボリ、ゼッケン、ワッペン等）の取扱い ⑤相談窓口の対応、苦情等の処理
3. <u>講習会等の運営方法</u>	①計画（カリキュラム等含む。）の策定 ②体制構築（例：支援員の確保と養成、技量維持等） ③受講者の募集方法、周知広報の実施 ④講習会等の運営（参加者へのリマインド・アンケートなど実施前後の手順含む。）
4. 教材の使い方	教材の入手方法や動画の活用、教材アレンジの例
5. FAQ	よくある質問とその回答例